

購入前の補助金申請はお済みですか？

【問い合わせ】環境下水道課 ☎0537⑤1126

新エネルギー・省エネルギー機器導入促進補助金

市では、環境負荷の少ないエネルギーの利用を促進し、地球温暖化の防止及び資源の有効利用を図るため、新エネルギー・省エネルギー機器の設置に要する経費に対して補助金を交付します。

補助対象者

- ① 自らが居住する又は居住する予定で、市内の住宅に設置若しくはクリーンエネルギー自動車を購入する人（市内に住所を有する人）
 - ② 市税などに滞納がない人（同一世帯に属する人を含む）
 - ③ 機器を設置する前に申請書を提出し、補助金交付決定後に設置工事を始め、平成26年3月末日までに機器の設置が完了し、設置完了報告書を提出できる人
- ※交付の対象ごと一世帯につき1回限りです。



▲クリーンエネルギー自動車



▲ヒートポンプ型給湯器



▲太陽光発電システム

申請方法

交付申請書と必要書類を添えて、市役所環境下水道課へ申請してください。

必要書類

- ① 機器などの設置に係る見積書の写し（内訳のわかるもの）
- ② 機器などの設置に係る契約書の写し
- ③ 機器などの形状、規格などを説明する資料（パンフレットなど）
- ④ 設置計画図（屋根の図面）

対象機器	補助金の額
太陽光発電システム	太陽電池モジュールの出力1基当たり3万円とし、12万円を限度。その額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て。
太陽熱利用システム・太陽熱温水器・風力発電機・ヒートポンプ型給湯器・潜熱回収型給湯器・ガスエンジン給湯器	設置に要した費用の2分の1以内で、2万円を限度。その額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て。
家庭用燃料電池	1基当たり12万円。
初年度登録のクリーンエネルギー自動車	電気自動車（EV）、プラグ・イン・ハイブリッド車（PHV）、メタノール自動車、天然ガス自動車で自家用のものには1台当たり4万円。

生ごみ処理機器 設置費補助金

市では、ごみ問題に対する市民意識の向上を図るため、生ごみの減量化および再資源化を促進することを目的として、家庭用生ごみ処理機器を購入して設置する人に、購入費の一部を補助します。

補助対象者

- ① 市内に住所を有し、現に居住している人
- ② 市税などに滞納がない人（同一世帯に属する人を含む）
- ③ 処理機器により堆肥化された物を自家処理できる人
- ④ 処理機器の臭いなどで他人に迷惑をかけないように管理できる人

申請方法

購入する前に、交付申請書に必要書類を添えて、環境下水道課へ申請してください。

必要書類

- ① 購入予定機器の見積書の写し
- ② 購入予定機器のカタログ

購入の際の注意事項

- ① なるべく市内の販売店で購入してください。
- ② 現金払いに限ります。



▲生ごみ堆肥化容器



▲乾燥式生ごみ処理機

対象機器	機器の基準	補助額	
電化製品 家庭用	微生物分解式	電気を利用して生ごみを分解し、減容または消滅させる。	購入価格に2分の1を乗じた額（円未満切り捨て）2万円を限度
	乾燥式	生ごみを加熱・乾燥して、水分を減らして減容させる。	
生ごみ堆肥化容器	土中の微生物を利用して減量化、堆肥化させる。容量100ℓ以上、耐用年数5年以上。	購入価格に3分の1を乗じた額（100円未満切り捨て）5千円を限度	
ぼかし専用容器	有効微生物群を利用して生ごみを減量化、堆肥化させる。容量15ℓ以上、耐用年数5年以上。		